

○農林水産省令第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月八日

農林水産大臣 野村 哲郎

改 正 後	改 正 前
<p>書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令 (土地改良法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。</p> <p>(申請の同意等)</p> <p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法(法第二十六条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による同意を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十条 法第五条第三項の協議における意見、同条第五項の意見及び同条第七項の同意は、書面又は電磁的方法により表示されなければならないものとする。 (情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條之二 法第二十六条第二項(法第一百一十一条の二十八において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第二十八條之三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土地改良区は、第一項の規定による書面の送付に代えて、次項で定めるところにより、当該特定受益者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該土地改良区は、当該書面を送付をしたものとみなす。</p> <p>4 土地改良区は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該特定受益者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二十二條之二各号に掲げる電磁的方法のうち土地改良区が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>(申請の同意等)</p> <p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)による同意を得なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十条 法第五条第三項の協議における意見、同条第五項の意見及び同条第七項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。 (情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十二條之二 法第二十六条第二項(法第一百一十一条の二十八において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第二十八條之三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

5 前項の規定による承諾を得た土地改良区は、当該特定受益者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特定受益者に対し、第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定受益者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 法第三十六条第十項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面又は電磁的方法により表示されなければならない。

**第三十三条 法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。**

一 〇三 (略)

2 前項の当事者は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、前項の当事者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 第一項の当事者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良区に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち第一項の当事者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た第一項の当事者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5・6 (略)

**第三十八條の六の六 法第四十八條第六項の規定による申出をしようとする者（以下この条において「申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。**

一・二 (略)

2 申出者は、前項の規定による申出書の提出に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該申出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申出者は、当該申出書の提出をしたものとみなす。

3 申出者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良区に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち申出者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た申出者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(換地計画についての意見)

**第四十三條の二 法第五十二條第四項（法第五十三條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見は、次に掲げる事項を記載した意見書又は電磁的方法によるものとする。**

一・二 (略)

(新設)

3 法第三十六条第十項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面により表示されなければならない。

(組合員の資格得喪の通知)

**第三十三条 法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。**

一 〇三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

**第三十八條の六の六 法第四十八條第六項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。**

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(換地計画についての意見)

**第四十三條の二 法第五十二條第四項（法第五十三條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見は、次に掲げる事項を記載した意見書によるものとする。**

一・二 (略)

(換地を定めない場合等の申出又は同意)  
**第四十三条の八** 法第五十三条の二の二第一項前段の規定による申出をしようとする者(以下この条において「申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 申出者は、前項の規定による申出書の提出に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良区の承諾を得て、当該申出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申出者は、当該申出書の提出をしたものとみなす。

3 申出者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良区に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二十二条の二各号に掲げる方法のうち申出者が使用するもの  
 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た申出者は、当該土地改良区から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良区に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良区が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 法第五十三条の二の二第一項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるには、当該従前の土地の所在、地番、地目、用途及び地積(地積を特に減じて換地を定めることについての同意を求める場合にあつては、これらのもののほか、その特に減じようとする地積)を記載した書面又は電磁的方法によらなければならない。

(決算報告)

**第四十九条の三** 法第七十一条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
  - 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
  - 三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)
- 2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

**第六十七条の十四** 法第八十八条第六項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項、法第八十七条第五項並びに法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六第一項、第五十九条並びに第六十一条の五の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

**第六十八条の三** 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項及び法第五十三条の三の二の場合には、それぞれ第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の七、第四十三条の八第一項及び第五項、第四十三条の九並びに第四十三条の十及び第四十三条の十一の規定を準用する。

(換地を定めない場合等の申出又は同意)  
**第四十三条の八** 法第五十三条の二の二第一項前段の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該土地改良区に提出しなければならない。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 法第五十三条の二の二第一項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるには、当該従前の土地の所在、地番、地目、用途及び地積(地積を特に減じて換地を定めることについての同意を求める場合にあつては、これらのもののほか、その特に減じようとする地積)を記載した書面によらなければならない。

(新設)

**第六十七条の十四** 法第八十八条第六項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項、法第八十七条第五項並びに法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六、第五十九条並びに第六十一条の五の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

**第六十八条の三** 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項及び法第五十三条の三の二の場合には、それぞれ第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九並びに第四十三条の十及び第四十三条の十一の規定を準用する。

**第七十五条の六** 法第九十五条の二第三項において準用する法第五条第三項、法第八条第二項及び第六項並びに法第四十八条第四項及び第六項の場合には、それぞれ第九条の二（法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第六項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、第九条の二第二号を除く。）及び第十条、第十五条及び第十六条並びに第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六（農地中間管理機構に提出する場合にあつては、同条第一項に限る。）の規定を準用する。この場合において、第九条の二第二号中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の二第二項」と、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替える。

2・3 (略)

**第七十六条** 法第九十六条において準用する法第五十条、法第五十二条第一項、第四項及び第五項、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項並びに法第五十七条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条、第四十三条及び第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四及び第四十三條の五、第四十三條の六及び第四十三條の七、第四十三條の八（農地中間管理機構に提出する場合にあつては、同条第一項及び第五項に限る。）、第四十三條の九、第四十三條の十及び第四十三條の十一、第四十四條及び第四十四條の二、第四十五條、第四十五條の二並びに第四十七條から第四十八條の四までの規定を準用する。

**第七十六条の十四** 法第九十六条の三第五項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項並びに法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六並びに第五十九条の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

**第七十六条の十五** 法第九十六条の四第一項において準用する法第五十条、法第五十二条第一項及び第五項前段、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項、法第五十七条の二第一項から第三項まで、法第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、法第八十七条の五、法第八十八条第十九項、法第九十条第七項並びに法第九十三条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八條及び第四十三條、第四十三條の三、第四十三條の四及び第四十三條の五、第四十三條の六及び第五項、第四十三條の九、第四十三條の十及び第四十三條の十一、第四十四條及び第四十四條の二、第四十五條、第四十五條の二、第四十七條から第四十八條の三まで、第六十七條の二から第六十七條の四まで、第六十七條の五、第六十七條の四の二及び第六十八條、第六十八條の四の八並びに第六十八條の四の十四の規定を準用する。この場合において、第四十八條中「認可の申請をするには、その申請書に」とあるのは「協議は」と、第四十八條の三中「認可の申請」とあるのは「協議」と、第六十七條の四十二中「及び法第八十七条第五項」とあるのは、「法第八十七条第五項及び法第八十七条の四第二項」と、及び第五十九條」とあるのは、「第五十九條及び第六十七條の二の二第一項」と読み替えるものとする。

**第七十五条の六** 法第九十五条の二第三項において準用する法第五条第三項、法第八条第二項及び第六項並びに法第四十八条第四項及び第六項の場合には、それぞれ第九条の二（法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第六項に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、第九条の二第二号を除く。）及び第十条、第十五条及び第十六条並びに第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六の規定を準用する。この場合において、第九条の二第二号中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の二第二項」と、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替える。

2・3 (略)

**第七十六条** 法第九十六条において準用する法第五十条、法第五十二条第一項、第四項及び第五項、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項並びに法第五十七条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条、第四十三条及び第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四及び第四十三條の五、第四十三條の六及び第四十三條の七、第四十三條の八、第四十三條の九、第四十三條の十及び第四十三條の十一、第四十四條及び第四十四條の二、第四十五條、第四十五條の二並びに第四十七條から第四十八條の四までの規定を準用する。

**第七十六条の十四** 法第九十六条の三第五項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項並びに法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六並びに第五十九条の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

**第七十六条の十五** 法第九十六条の四第一項において準用する法第五十条、法第五十二条第一項及び第五項前段、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項、法第五十七條の二第一項から第三項まで、法第八十七條の四第一項、第二項及び第四項、法第八十七條の五、法第八十八條第十九項、法第九〇條第七項並びに法第九三條の場合には、それぞれ第四一條の二及び第四二條、第二十八條及び第四十三條、第四十三條の三、第四十三條の四及び第四十三條の五、第四十三條の六及び第五項、第四十三條の九、第四十三條の十及び第四十三條の十一、第四十四條及び第四十四條の二、第四十五條、第四十五條の二、第四十七條から第四十八條の三まで、第六十七條の二から第六十七條の四まで、第六十七條の五、第六十七條の四の二及び第六十八條、第六十八條の四の八並びに第六十八條の四の十四の規定を準用する。この場合において、第四十八條中「認可の申請をするには、その申請書に」とあるのは「協議は」と、第四十八條の三中「認可の申請」とあるのは「協議」と、第六十七條の四十二中「及び法第八十七条第五項」とあるのは、「法第八十七条第五項及び法第八十七条の四第二項」と、及び第五十九條」とあるのは、「第五十九條及び第六十七條の二の二第一項」と読み替えるものとする。

（みなし三条資格者等の代表者の通知）  
第九十条の二（略）

2 法第十三条の二第四項の規定によるみなし三条資格者等（以下この条において「みなし三条資格者等」という。）は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、法第五条第一項の認可の申請若しくは法第八十五条第一項若しくは法第八十五条の第三項若しくは第六項の規定による申請若しくは法第八十五条第一項若しくは法第八十五条の第三項土地改良事業を行う者（国、都道府県、市町村、農地中間管理機構又は農業委員会を除く。以下この条において同じ。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該みなし三条資格者等は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 みなし三条資格者等は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該申請者又は土地改良事業を行う者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうちみなし三条資格者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得たみなし三条資格者等は、当該申請者又は土地改良事業を行う者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申請者又は土地改良事業を行う者に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申請者又は土地改良事業を行う者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（権利変動の通知）

第九十二条 法第三十一条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が署名してしなければならない。

一 三（略）

2 前項の当事者は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、当該土地改良事業を行う者（国、都道府県、市町村又は農地中間管理機構を除く。以下この条において同じ。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、前項の当事者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 第一項の当事者は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地改良事業を行う者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二十二條の二各号に掲げる方法のうち第一項の当事者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た第一項の当事者は、当該土地改良事業を行う者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該土地改良事業を行う者に対し、第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該土地改良事業を行う者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分制限につき認可、許可、議決又は同意を要する場合には、これを証する書面を第一項の通知書に添付しなければならない。

6 前項の場合において、第一項の書面が電磁的記録によつて作成されたときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

（みなし三条資格者等の代表者の通知）  
第九十条の二（略）  
（新設）

（新設）

（新設）

（権利変動の通知）

第九十二条 法第三十一条の規定による通知は、左に掲げる事項を記載した書面に当事者が署名してなければならない。

一 三（略）  
（新設）

（新設）

（新設）

2 権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分制限につき認可、許可、議決又は同意を要する場合には、これを証する書面を前項の通知書に添付しなければならない。  
（新設）

(漁船損害等補償法施行規則の一部改正)  
**第二条** 漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(決算報告)	<p><b>第十一条の二</b> 法第六十一条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。</p> <p>一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額</p> <p>二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額</p> <p>三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)</p> <p>2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。</p> <p>(清算終了届に添付すべき書面)</p> <p><b>第十二条</b> 清算終了届には、決算報告及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>第十二条</b> 清算終了届には、決算報告書及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p>

(漁業災害補償法施行規則の一部改正)  
**第三条** 漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(決算報告)	<p><b>第十二条の二</b> 法第六十条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。</p> <p>一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額</p> <p>二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額</p> <p>三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)</p> <p>四 出資一口あたりの分配額</p> <p>2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 残余財産の分配を完了した日</p> <p>二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額</p> <p>(組合の清算終了届に添付すべき書面)</p> <p><b>第十三条</b> 組合の清算終了届には、決算報告及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p><b>第三十条</b> 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面(その作成に代えて電磁的記録(法第三十五条第四項に規定する電磁的記録をいう)を作成する場合における当該電磁的記録を含む)により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>第十三条</b> 組合の清算終了届には、決算報告書及び総会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p><b>第三十条</b> 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。</p>

<p><b>第五條</b> 製造業者等は、製品（中間製品を除く。以下この条において同じ。）ごとに、製造販売承認事項、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。</p>	<p><b>第五條</b> 製造業者等は、製品（中間製品を除く。以下この条において同じ。）ごとに、製造販売承認事項、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。</p>
<p><b>第七條</b> 法第十二條の契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一、六（略）</p>	<p><b>第七條</b> 法第十二條の契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一、六（略）</p>
<p><b>第四條</b> 野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>	<p><b>第四條</b> 野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>
<p>（発起人となる手続）</p> <p><b>第四十六條</b> 特定第一号漁業者のうち二人以上が法第一百五條の二第二項の規定により発起人となろうとするときは、あらかじめ、書面により、次に掲げる事項を当該発起人となろうとする者の住所をその地区に含み、かつ、当該発起人となろうとする者をその直接の構成員とするもの（以下この条において「組合等」という。）に通知しなければならない。</p> <p>一、二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3   発起人となろうとする者は、第一項の書面による通知（前項の調書の添付を含む。）に代えて、次項で定めるところにより、組合等の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該発起人となろうとする者は、当該書面による通知をしたものとみなす。</p> <p>4   発起人となろうとする者は、前項の規定により電磁的方法により通知しようとするときは、あらかじめ、当該組合等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一   第一条各号に規定する電磁的方法のうち発起人となろうとする者が使用するもの</p> <p>二   ファイルへの記録の方式</p> <p>5   前項の規定による承諾を得た発起人となろうとする者は、当該組合等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該組合等に対し、第一項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>（発起人となる手続）</p> <p><b>第四十六條</b> 特定第一号漁業者のうち二人以上が法第一百五條の二第二項の規定により発起人となろうとするときは、あらかじめ、書面により、次に掲げる事項を当該発起人となろうとする者の住所をその地区に含み、かつ、当該発起人となろうとする者をその直接の構成員とするものに通知しなければならない。</p> <p>一、二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

<p>第六條 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>(製造管理基準書及び製造衛生管理基準書) 第六條 製造業者等は、製造所ごとに、原料等の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)を作成するとともに、製造作業を行う場所ごとに、構造設備(試験検査に関するものを除く。以下同じ)の衛生管理、作業員の衛生管理その他必要な事項について記載した製造衛生管理基準書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)を作成しなければならない。 (製造管理責任者の業務) 第七條 製造業者等は、製造管理責任者に、製品標準書、製造管理基準書又は製造衛生管理基準書に基づき、次に掲げる製品の製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。 一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)を作成すること。 二 (略) 三 製造、保管及び出納並びに製造衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を製造管理者に対して文書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)により報告すること。 四 (略) (品質管理基準書) 第八條 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他必要な事項を記載した品質管理基準書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)を作成しなければならない。 (品質管理責任者の業務) 第九條 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書又は品質管理基準書に基づき、次に掲げる製品の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。 一 (略) 二 試験検査結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に対して文書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)により報告すること。 三 (略) (苦情処理等の手順に関する文書) 第十一條 製造業者等は、次条から第十四条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書(その作成に代えて電磁的記録の作成を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「手順に関する文書」という。)を製造所ごとに作成しなければならない。</p>
<p>(製品標準書) 第二十一條 医療機器(高度管理医療機器及び管理医療機器であつて、別表に掲げるものに限る。以下この章において同じ。)の製造業者等は、製品(中間製品を除く。以下この条において同じ。)</p>	<p>改 正 前</p>	<p>(製造管理基準書及び製造衛生管理基準書) 第六條 製造業者等は、製造所ごとに、原料等の保管、製造工程の管理その他必要な事項について記載した製造管理基準書を作成するとともに、製造作業を行う場所ごとに、構造設備(試験検査に関するものを除く。以下同じ)の衛生管理、作業員の衛生管理その他必要な事項について記載した製造衛生管理基準書を作成しなければならない。 (製造管理責任者の業務) 第七條 製造業者等は、製造管理責任者に、製品標準書、製造管理基準書又は製造衛生管理基準書に基づき、次に掲げる製品の製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。 一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書を作成すること。 二 (略) 三 製造、保管及び出納並びに製造衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を製造管理者に対して文書により報告すること。 四 (略) (品質管理基準書) 第八條 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他必要な事項を記載した品質管理基準書を作成しなければならない。 (品質管理責任者の業務) 第九條 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書又は品質管理基準書に基づき、次に掲げる製品の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。 一 (略) 二 試験検査結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に対して文書により報告すること。 三 (略) (苦情処理等の手順に関する文書) 第十一條 製造業者等は、次条から第十四条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書(以下「手順に関する文書」という。)を製造所ごとに作成しなければならない。</p>

ごとに、製造販売承認事項、規格、基準、仕様、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下「製品標準書」という。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「製品標準書」という。）を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。

（製造管理及び品質管理基準書）

第二十二條 医療機器の製造業者等は、製造所ごとに、次条から第二十六条までに規定する業務を適切に行うため、製造工程の管理、試験検査、出荷の可否の決定、修理その他必要な事項について記載した製造管理及び品質管理基準書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下単に「基準書」という。）を作成しなければならない。

（苦情処理等の手順に関する文書）

第二十七條 医療機器の製造業者等は、次条から第三十条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「手順書」という。）を製造所ごとに作成しなければならない。

（動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第七條 動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年農林水産省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

（信頼性保証部門）

第八條 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ことの担当者を指名し、その者に行わせなければならない。

一～四（略）

五 試験ごとに、改善のための指摘事項及びこれに対して講じられた措置に関する報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第八号及び次項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。

六・七（略）

八 第三号及び前号の確認を行った日付及びその結果が運営管理者又は試験責任者に報告されていることを記載した文書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、これに記名なつ印又は署名の上試験責任者に提出すること。

九・十（略）

2 | 前項第八号の場合において、信頼性保証部門責任者又は試験ごとの担当者は、電磁的記録を作成するときは、同号の規定にかかわらず、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）をもって記名なつ印又は署名に代えることができる。

3 | 4 | （略）

ごとに、製造販売承認事項、規格、基準、仕様、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書（以下「製品標準書」という。）を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。

（製造管理及び品質管理基準書）

第二十二條 医療機器の製造業者等は、製造所ごとに、次条から第二十六条までに規定する業務を適切に行うため、製造工程の管理、試験検査、出荷の可否の決定、修理その他必要な事項について記載した製造管理及び品質管理基準書（以下単に「基準書」という。）を作成しなければならない。

（苦情処理等の手順に関する文書）

第二十七條 医療機器の製造業者等は、次条から第三十条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書（以下「手順書」という。）を製造所ごとに作成しなければならない。

改 正 前

（信頼性保証部門）

第八條 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ことの担当者を指名し、その者に行わせなければならない。

一～四（略）

五 試験ごとに、改善のための指摘事項及びこれに対して講じられた措置に関する報告書を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。

六・七（略）

八 第三号及び前号の確認を行った日付及びその結果が運営管理者又は試験責任者に報告されていることを記載した文書を作成し、これに記名なつ印又は署名の上試験責任者に提出すること。

九・十（略）

（新設）

2 | 3 | （略）

第八條 (動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)  
 動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十九年農林水産省令第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(モニターの責務)</p> <p><b>第二十一条 (略)</b></p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(監査)</p> <p><b>第二十二条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書(これらの作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>	<p>(モニターの責務)</p> <p><b>第二十一条 (略)</b></p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(監査)</p> <p><b>第二十二条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>
<p>第九條 (動物用医薬品等取締規則の一部改正)</p> <p>動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。    次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>	<p>(店舗販売業の業務を行う体制)</p> <p><b>第一百一条 (略)</b></p> <p>2 前項第四号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p> <p>(配置販売業の業務を行う体制)</p> <p><b>第一百七条 (略)</b></p> <p>2 前項第二号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正配置のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p> <p>(卸売販売業者による医薬品の適正管理の確保)</p> <p><b>第一百十条の五 (略)</b></p> <p>2 前項に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p>	<p>(店舗販売業の業務を行う体制)</p> <p><b>第一百一条 (略)</b></p> <p>2 前項第四号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p> <p>(配置販売業の業務を行う体制)</p> <p><b>第一百七条 (略)</b></p> <p>2 前項第二号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p> <p>(卸売販売業者による医薬品の適正管理の確保)</p> <p><b>第一百十条の五 (略)</b></p> <p>2 前項に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p>

<p>(特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)</p> <p><b>第四百七十七条</b> 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)を作成しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>(再生医療等製品の適正管理の確保)</p> <p><b>第五十条の十五</b> (略)</p> <p>2 前項の措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p>	<p>(特定保守管理医療機器の修理業者の作業管理及び品質管理)</p> <p><b>第四百七十七条</b> 特定保守管理医療機器の修理業者は、事業所ごとに、次に掲げる文書を作成しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>(再生医療等製品の適正管理の確保)</p> <p><b>第五十条の十五</b> (略)</p> <p>2 前項の措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 再生医療等製品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>三 (略)</p>	<p>(動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令の一部改正)</p> <p><b>第十条</b> 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第二十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p> <p>改 正 後</p> <p>(安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案)</p> <p><b>第八条</b> 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号の安全管理情報について、品質保証責任者が把握する必要があると認められるものである場合にあつては、当該安全管理情報を品質保証責任者に遅滞なく文書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう))を作成する場合における当該電磁的記録を含む)で提供すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全確保措置の立案)</p> <p><b>第八条</b> 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号の安全管理情報について、品質保証責任者が把握する必要があると認められるものである場合にあつては、当該安全管理情報を品質保証責任者に遅滞なく文書で提供すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>改 正 前</p>	<p>(農業協同組合法施行規則の一部改正)</p> <p><b>第十一条</b> 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p> <p>改 正 後</p> <p>(情報の提供)</p> <p><b>第二十一条の二</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等(同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。)の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。</p>	<p>(農業協同組合法施行規則の一部改正)</p> <p><b>第十一条</b> 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p> <p>改 正 前</p> <p>(情報の提供)</p> <p><b>第二十一条の二</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他共済契約者等(同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。)の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。</p>
--	--	---	--	--	---

一 共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イスタ（略）

二 九（略）

四 一〇（略）

（情報の提供）

第二十二條の二十九 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一（略）

二 特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあつては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び当該書面の交付

三 七（略）

2 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3・4（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社との共同訪問に係る誤認防止）

第二十七條（略）

2 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる第二十二條の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

一 共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イスタ（略）

二 九（略）

四 一〇（略）

（情報の提供）

第二十二條の二十九 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一（略）

二 特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあつては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

三 七（略）

2 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号及び第七号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3・4（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社との共同訪問に係る誤認防止）

第二十七條（略）

2 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる第二十二條の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

<p>(法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の總會への報告)</p> <p><b>第七十二条</b> 法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第九項の規定による總會への報告は、次に掲げる書類(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を示して行わなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(組合に対する意見聴取等)</p> <p><b>第二百二十三条の三</b> 法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、法第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請をしようとする者は、全ての組合に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、次条及び第二百二十三条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。</p>	<p>(法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の總會への報告)</p> <p><b>第七十二条</b> 法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第九項の規定による總會への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(組合に対する意見聴取等)</p> <p><b>第二百二十三条の三</b> 法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、法第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請をしようとする者は、全ての組合に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第二百二十三条の五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)</p> <p><b>第十二条</b> 動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p>	<p>(信頼性保証部門)</p> <p><b>第八条</b> 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ことの担当者を指名し、その者に行わせなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 試験ごとに、改善のための指摘事項及びこれに対して講じられた措置に関する報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第八号及び次項において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。</p> <p>六 七 (略)</p> <p>八 第三号及び前号の確認を行った日付及びその結果が運営管理者又は試験責任者に報告されていることを記載した文書(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、これに記名押印又は署名の上試験責任者に提出すること。</p> <p>九 十 (略)</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

<p>2   前項第八号の場合において、信頼性保証部門責任者又は試験ことの担当者は、電磁的記録を作成するときは、同号の規定にかかわらず、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)をもって記名押印又は署名に代えることができる。</p> <p>3   4   (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2   3   (略)</p>
<p>第十三条 (動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正) 動物用医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年農林水産省令第三十二号)の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>	<p>改正後</p> <p>(モニターの責務)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2   モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2   (略)</p> <p>3   監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書(これらの作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>
<p>(米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部改正)</p> <p>第十四条 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成二十一年農林水産省令第六十三号)の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p>	<p>改正前</p> <p>(用途限定米穀の販売時に講ずべき措置)</p> <p>第四条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三   当該用途限定米穀の販売先との契約は、書面に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>
<p>2   (略)</p>	<p>改正後</p> <p>(用途限定米穀の販売時に講ずべき措置)</p> <p>第四条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三   当該用途限定米穀の販売先との契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>

第十五条 (地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部改正)  
 (地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部改正)  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(産地連携野菜供給契約)</p> <p>第二条 法第三条第六項の指定野菜の供給に係る契約は、書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p>	<p>(産地連携野菜供給契約)</p> <p>第二条 法第三条第六項の指定野菜の供給に係る契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p>

第十六条 (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正)  
 (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号)の一部を次のように改正する。)  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第三条 (略)

2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者(以下この条において単に「所有者又は管理者」という。)の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)に記載するよう努めなければならない。

一〇七 (略)

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 (略)

2 獣医師は、前項の出荷制限期間指示書による指示に代えて、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者(以下この条において単に「所有者又は管理者」という。)の承諾を得て、当該出荷制限期間指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷制限期間指示書による指示をしたものとみなす。

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第三条 (略)

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

一〇七 (略)

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 (略)

(新設)

(新設)

<p>3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(獣医師による医薬品の使用に係る指示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者(以下この条において単に「所有者又は管理者」という。)の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。</p> <p>3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(獣医師による医薬品の使用に係る指示)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第十八条 (動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)</p> <p>第十八条 動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p> <p>する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p>	<p>(信頼性保証部門)</p> <p>第八条 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ごとに指名する担当者に行わせなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 試験ごとに、改善のための指摘事項及び当該指摘事項に対して講じられた措置に関する報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第八号及び次項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、運営管理者及び試験責任者に提出すること。</p> <p>六・七 (略)</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>

<p>八 第三号及び前号の規定による確認を行った日付及びその結果が運営管理者又は試験責任者に報告されていることを記載した文書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、これに記名押印又は署名をした上で、試験責任者に提出すること。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>2  前項第八号の場合において、信頼性保証部門責任者又は試験ごとに指名された担当者は、電磁的記録を作成するときは、同号の規定にかかわらず、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)をもって記名押印又は署名に代えることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>八 第三号及び前号の規定による確認を行った日付及びその結果が運営管理者又は試験責任者に報告されていることを記載した文書を作成し、これに記名押印又は署名をした上で、試験責任者に提出すること。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2  3  (略)</p>
--	---

<p>(動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)</p> <p>第十八条 動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十一号)の二部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p> <p>改 正 後</p> <p>第二十一条 (モニターの責務) (略)</p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第三項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>	<p>(モニターの責務) (略)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 モニターは、モニタリングの実施の際、実施機関を訪問し、又はこれと連絡を取ったときは、その都度次に掲げる事項を記載したモニタリング報告書を治験依頼者に提出しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監査担当者は、監査を実施した場合には、監査で確認した事項を記録した監査報告書及び監査が実施されたことを証明する監査証明書を作成し、これを治験依頼者に提出しなければならない。</p>
--	---

<p>(動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正)</p> <p>第十九条 動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令(平成二十六年農林水産省令第六十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。</p> <p>改 正 後</p> <p>第五条 (製品標準書) (製品標準書)</p> <p>製造業者等は、製品(中間製品を除く。以下この条において同じ。)ごとに、製造販売承認事項(法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認に係る事項をいう。)、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書(その作成に代えて電磁的記録(法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条において同じ。)を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>第五条 (製品標準書) (製品標準書)</p> <p>製造業者等は、製品(中間製品を除く。以下この条において同じ。)ごとに、製造販売承認事項(法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認に係る事項をいう。)、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書を当該製品の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。</p>
---	--

(製造管理基準書及び製造衛生管理基準書)

第六条 製造業者等は、製造所ごとに、原料等の保管、製造工程の管理その他製造管理に関し必要な事項について記載した製造管理基準書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条において同じ。)を作成するとともに、製造作業を行う場所ごとに、構造設備(試験検査に関するものを除く。以下同じ。)の衛生管理、作業員の衛生管理その他製造衛生管理に関し必要な事項について記載した製造衛生管理基準書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成しなければならない。

(製造管理責任者の業務)

第七条 製造業者等は、製造管理責任者に、第五条の製品標準書(以下「製品標準書」という。)、前条の製造管理基準書(以下「製造管理基準書」という。)、又は同条の製造衛生管理基準書に基づき、次に掲げる製品の製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成すること。

二 (略)

三 前号の規定により作成した製造、保管及び出納並びに製造衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を製造管理者に対して文書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)により報告すること。

四 (略)

(品質管理基準書)

第十条 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他品質管理に関し必要な事項を記載した品質管理基準書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成しなければならない。

(品質管理責任者の業務)

第十一条 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書又は前条の品質管理基準書(以下「品質管理基準書」という。)に基づき、次に掲げる品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 (略)

二 試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に対して文書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)により報告すること。

三 (略)

(苦情処理等の手順に関する文書)

第十三条 製造業者等は、次条から第十六条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「手順に関する文書」という。)を製造所ごとに作成しなければならない。

(製造管理基準書及び製造衛生管理基準書)

第六条 製造業者等は、製造所ごとに、原料等の保管、製造工程の管理その他製造管理に関し必要な事項について記載した製造管理基準書を作成するとともに、製造作業を行う場所ごとに、構造設備(試験検査に関するものを除く。以下同じ。)の衛生管理、作業員の衛生管理その他製造衛生管理に関し必要な事項について記載した製造衛生管理基準書を作成しなければならない。

(製造管理責任者の業務)

第七条 製造業者等は、製造管理責任者に、第五条の製品標準書(以下「製品標準書」という。)、前条の製造管理基準書(以下「製造管理基準書」という。)、又は同条の製造衛生管理基準書に基づき、次に掲げる製品の製造管理に係る業務を適切に行わせなければならない。

一 製造工程における指示事項、注意事項その他必要な事項を記載した製造指図書を作成すること。

二 (略)

三 前号の規定により作成した製造、保管及び出納並びに製造衛生管理に関する記録により製造管理が適切に行われていることを確認し、その結果を製造管理者に対して文書により報告すること。

四 (略)

(品質管理基準書)

第十条 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他品質管理に関し必要な事項を記載した品質管理基準書を作成しなければならない。

(品質管理責任者の業務)

第十一条 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書又は前条の品質管理基準書(以下「品質管理基準書」という。)に基づき、次に掲げる品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 (略)

二 試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に対して文書により報告すること。

三 (略)

(苦情処理等の手順に関する文書)

第十三条 製造業者等は、次条から第十六条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書(以下「手順に関する文書」という。)を製造所ごとに作成しなければならない。

（農業保険法施行規則の一部改正）  
 第二十条 農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。  
 する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後	後
---	---	---	---

（決算報告）  
 第三十七条の二 法第八十五条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
  - 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
  - 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
- 2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

（清算結了の届出の添付書類）  
 第三十八条 清算結了の届出書には、決算報告及び総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（樹木採取権登録令施行規則の一部改正）  
 第二十一条 樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改	正	後	前
---	---	---	---

（添付書面）  
 第十九条 申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑に関する証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。））
- 二 申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- 三・四（略）
- 五 令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十四条第二項及び第二十五条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

（添付書面）  
 第十九条 申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面
- 二・三（略）
- 四 令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十四条第二項及び第二十五条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

2 前項第一号の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

3 次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一・二 (略)

(枚数の記載)

第二十三条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載しなければならない。

2 別表第二の二十二の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載しなければならない。

**第二十四条 削除**

(代表者の資格を証する書面の期間制限等)

第二十五条 第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であつて、市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項において同じ)、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2 (略)

(代理人の権限を証する書面への記名等)

第二十六条 委任による代理人によつて登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

2 前項の場合において、代理人(復代理人を含む)の権限を証する書面には、同項の規定により記名した者(委任による代理人を除く)の本人確認書類を添付しなければならない。

(削る。)

3 前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

(新設)

2 次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一・二 (略)

(契印等)

第二十三条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

2 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をするときは、登録権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登録義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。

3 別表第二の二十二の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であることを記載し、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(申請書への記名押印等)

第二十四条 申請人又はその代表者若しくは代理人は、委任による代理人が申請書に署名した場合を除き、申請書に記名押印しなければならない。

2 前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十五条第一項において同じ)又は登記官が作成するものに限る。以下同じ)を添付しなければならない。

3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4 官庁又は公署が登録の嘱託をする場合における嘱託書については、第二項の規定は、適用しない。

(代表者の資格を証する書面の期間制限等)

第二十五条 第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2 (略)

(代理人の権限を証する書面への記名押印等)

第二十六条 委任による代理人によつて登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

2 前項の場合において、代理人(復代理人を含む)の権限を証する書面には、同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く)の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4 前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

(承諾を証する書面への記名押印等)  
**第二十七条** 第十九条第一項第七号又は第八号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。  
 2 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長又は登記官が作成するものに限る。)を添付しなければならない。

(添付書面の原本の還付請求)

**第三十条** 申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、この省令第十九条第一項第一号又は第二十六条第二項の本人確認書類、第二十七条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。  
 259 (略)

(事前通知)

**第三十八条** (略)  
 2 令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。

3| 前項の書面には、同項の規定により記名した者の本人確認書類を添付しなければならない。  
 4| (略)  
 別表第二(第十六条、第十九条関係)

項	登録	申請書記載事項	添付書面
(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は法人の合併を証する登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)及びその他の登録原因を証する書面
四	(略)	(略)	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)

(承諾を証する書面への記名押印等)  
**第二十七条** 第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。  
 2 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

(添付書面の原本の還付請求)

**第三十条** 申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、この省令第二十四条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。  
 259 (略)

(事前通知)

**第三十八条** (略)  
 2 令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、農林水産大臣に提出する方法によりなければならない。  
 (新設)

3| (新設)  
 4| (略)  
 別表第二(第十六条、第十九条関係)

項	登録	申請書記載事項	添付書面
(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	相続又は法人の合併を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)及びその他の登録原因を証する書面
四	(略)	(略)	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)

十四 (略)	九	八
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	<p>イ (略)</p> <p>ロ 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面(相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は法人の合併を証する登記事項証明書(これに準ずるものを含む。))</p> <p>ハ) (略)</p> <p>ニ) 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)</p> <p>ホ) (略)</p>
十四 (略)	九	八
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	<p>イ (略)</p> <p>ロ 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)</p> <p>ハ) (略)</p> <p>ニ) (略)</p> <p>ホ) 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)を含むものに限る。</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面(市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)を含むものに限る。)</p> <p>ハ) 樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書面(市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)を含むものに限る。)</p>

令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する書面(人の死亡を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面

令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面

第二十二條 農業經營基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令の一部改正  
 第六條の表を次のように改める。

(略)	(略)	(略)	(略)	(公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面)又は法人の解散を証する登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
二十三	(略)	(略)	(略)	令第五十一条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)及び新たに受託者が選任されたことを証する書面又は登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
二十六	(略)	(略)	(略)	令第五十一条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面)又は登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
(略)	(略)	(略)	(略)	令第五十一条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面及び新たに受託者が選任されたことを証する書面

改正後		改正前	
<p>(組合員の資格得喪の通知)</p> <p>第三十三條 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 前項の通知書には、当該通知書に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。</p>	<p>(組合員の資格得喪の通知)</p> <p>第三十三條 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 前項の通知書には、当該通知書に農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附則  
 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則第四條中「第三十三條第三項」を「第三十三條第六項」に改める。